

令和8年度第1回江東区環境審議会会議録

1 日 時 令和8年4月24日（金） 午後2時00分 開会
午後2時54分 閉会

2 場 所 江東区文化センター5階 第6・7会議室

3 出席者 < >は欠席

- (1) 会長 柳 憲一郎（明治大学名誉教授）
副会長 奥 真 美（東京都立大学都市環境学部教授）
委員 芦 谷 典 子（東洋大学経済学部教授）
羽 染 久（一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会専務理事）
村 上 公 哉（芝浦工業大学建築学部教授）
市 川 英 治（東京商工会議所江東支部副会長）
天 野 純 子（東京ガス株式会社東京東支店支店長）
戸 屋 輔（東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長）
常 岡 茂 美（区民委員）
中 村 博 巳（区民委員）
山 中 聡（区民委員・江東区立中学校PTA連合会会長）
山 本 香代子（区議会・区民環境委員会委員長）
< 鬼 頭 たつや（区議会・区民環境委員会副委員長） >
(2) 幹 事 大 塚 尚 史（環境清掃部長）
宮 澤 裕 司（環境清掃部温暖化対策課長）
川 端 弘 一（環境清掃部環境保全課長）
小 菅 賢太郎（環境清掃部清掃リサイクル課長）
石 井 陽 一（環境清掃部清掃事務所長）
(3) 関係所管 綾 瀬 邦 雄（土木部管理課長）

4 議 題

- 1 委員の委嘱について
- 2 会長・会長職務代理（副会長）の選出について
- 3 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）
- 4 令和8年度カーボンマイナスこどもアクションについて
- 5 江東区生物多様性地域戦略について
- 6 その他

事前配付資料

- 資料 1 江東区環境審議会委員名簿
- 資料 2－1 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について
- 資料 2－2 江東区一般廃棄物処理基本計画の位置付け
- 資料 2－3 江東区のごみ量と人口の推移
- 資料 2－4 江東区資源回収品目
- 資料 2－5 第五次循環型社会形成推進基本計画（概要抜粋）
- 資料 2－6 東京都資源循環・廃棄物処理計画（概要抜粋）
- 資料 3 江東区環境審議会専門委員会委員（案）
- 資料 4 令和 8 年度カーボンマイナスこどもアクションについて
- 資料 5 江東区生物多様性地域戦略について
- 資料 6 令和 7 年度 5 回江東区環境審議会会議録（案）

当日配付資料

- 江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

◎開会

1 環境清掃部長 それでは、皆さん、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより令和8年度第1回江東区環境審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私、環境清掃部長の大塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は4月に改選となり、第14期として初めての開催となりますので、会長が選任されるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。恐れ入ります、座って進行させていただきます。

初めに、委員の出欠状況等について事務局から報告いたします。

2 温暖化対策課長 本日の委員の出欠状況ですが、鬼頭委員より欠席の御連絡をいただいております。

したがいまして、全委員の半数以上が出席しておりますので、審議会開催の定足数を満たしていることを御報告いたします。

なお、本日職員が記録用の写真を会議中にも撮影させていただきます。区のホームページ等に掲載する場合がありますので、御了承願います。

次に、傍聴についてですが、本日は傍聴の希望はありませんでした。

次に、本日の資料につきましては、次第に記載のとおりであります、お手元に資料がない方は挙手をお願いいたします。

報告等は以上となります。

3 環境清掃部長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに議題1、委員の委嘱についてでございます。

本日の開催に当たり、皆様には委員の就任を快くお受けいただき、誠にありがとうございます。これより委嘱状を大久保朋果江東区長より、皆様方それぞれへお渡しいたします。お名前を呼ばれた方は、恐れ入りますがその場にお立ちいただきまして、区長より委嘱状をお受けください。

それでは、芦谷典子委員。

4 江東区長 委嘱状。芦谷典子殿。

江東区環境審議会委員を委嘱します。

令和8年4月1日。江東区長、大久保朋果。

よろしくお願いいたします。

5 環境清掃部長 続きまして、奥真美委員。

6 江東区長 委嘱状。奥真美殿。

よろしくお願いいたします。

7 環境清掃部長 続きまして、羽染久委員。

8 江東区長 委嘱状。羽染久殿。

よろしくお願いします。

9 環境清掃部長 続きまして、村上公哉委員。

10 江東区長 委嘱状。村上公哉殿。

よろしくお願いします。

11 環境清掃部長 続きまして、柳憲一郎委員。

12 江東区長 委嘱状。柳憲一郎殿。

よろしくお願いします。

13 環境清掃部長 市川英治委員。

14 江東区長 委嘱状。市川英治殿。

よろしくお願いします。

15 環境清掃部長 続きまして、天野純子委員。

16 江東区長 委嘱状。天野純子殿。

よろしくお願いします。

17 環境清掃部長 戸屋輔委員。

18 江東区長 委嘱状。戸屋輔殿。

よろしくお願いします。

19 環境清掃部長 常岡茂美委員。

20 江東区長 委嘱状。常岡茂美殿。

よろしくお願いします。

21 環境清掃部長 中村博巳委員。

22 江東区長 委嘱状。中村博巳殿。

よろしくお願いします。

23 環境清掃部長 山中聡委員。

24 江東区長 委嘱状。山中聡殿。

よろしくお願いします。

25 環境清掃部長 山本香代子委員。

26 江東区長 委嘱状。山本香代子殿。

よろしくお願いします。

27 環境清掃部長 なお、鬼頭たつや委員につきましては、本日、御都合により欠席でございます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、大久保区長より御挨拶を申し上げます。区長、よろしくお願いします。

28 江東区長 改めまして、皆様、こんにちは。江東区長、大久保朋果です。委員の皆様には、日頃より本区の環境施策に御理解と御協力をいただき、そしてまた、お忙しい中、委員に御就任いただき、本当にありがとうございます。

本審議会は、環境基本法及び本区の環境基本条例に基づき、区長の附属機関として、区

の環境保全全般について御審議をいただいております。前期の環境審議会では、本区の環境分野における最上位計画である江東区環境基本計画を策定いただきました。また今期の審議会では、本区の一般廃棄物の管理に当たる江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について、皆様に御審議をお願いいたします。

皆様、最近新聞報道で御案内かと思いますが、23区の清掃一部事務組合が今後の収支推計をする中で、ごみをやっぱりより減らしていかなければいけないということで、家庭ごみの有料化が議論されているというお話もありました。ただ新聞報道はちょっと一部、行き過ぎのところがあって、決して家庭ごみ有料化を今の時点で決めているものではなく、そういったことも検討の要素の一つとして考え得るという、まだその段階で、決してやるというふうに決まっているものではないんですが、いずれにせよ、そういった議論がなされるぐらい、このごみに減量化について真剣に我々が向き合わないといけないという、そういう時代になったんだなと感じております。

皆様御案内のとおり、江東区は歴史上、やはり23区の中で一番真剣にごみ問題に取り組んでおりますし、そうした意味ではこれから先もこのごみの減量化については、23区を牽引するぐらい積極的に関わっていきたいというふうに思っております。

今日は山本香代子委員には、区議会の立場からも御参加いただいております。江東区、江東区議会、そしてまた皆様方一丸となって、ごみの減量化はもとより、このごみ問題に起因する環境施策について、江東区一丸となって取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞ活発な御議論をよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

29環境清掃部長 ありがとうございました。

次に、改めまして、本審議会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

恐れ入ります、資料1を御覧ください。資料1の委員名簿の順で御紹介いたしますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は御起立をお願いいたします。

初めに、学識経験者の委員の方を御紹介いたします。

東洋大学経済学部教授、芦谷典子委員です。

30芦谷委員 芦谷でございます。よろしくお願いいたします。

31環境清掃部長 続きまして、東京都立大学都市環境学部教授、奥真美委員です。

32奥委員 奥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

33環境清掃部長 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会専務理事、羽染久委員です。

34羽染委員 羽染です。よろしくお願いいたします。

35環境清掃部長 芝浦工業大学建築学部教授、村上公哉委員です。

36村上委員 村上でございます。よろしくお願いいたします。

37環境清掃部長 明治大学名誉教授、柳憲一郎委員です。

38柳委員 柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

39環境清掃部長 次に、事業者代表の委員を御紹介いたします。

東京商工会議所江東支部副会長、市川英治委員です。

40市川委員 市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

41環境清掃部長 東京ガス株式会社東京東支店支店長、天野純子委員です。

42天野委員 東京ガス、天野です。どうぞよろしくお願いいたします。

43環境清掃部長 東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長、戸屋輔委員です。

44戸屋委員 戸屋です。よろしくお願いいたします。

45環境清掃部長 次に、住民代表の委員を御紹介いたします。公募により選出された委員となります。

まず、常岡茂美委員です。

46常岡委員 常岡です。よろしくお願いいたします。

47環境清掃部長 続きまして、中村博巳委員です。

48中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。

49環境清掃部長 続きまして、中学校PTA連合会会長、山中聡委員です。

50山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。

51環境清掃部長 次に、区議会選出の委員を御紹介いたします。

区民環境委員会委員長の山本香代子委員です。

52山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

53環境清掃部長 本日、鬼頭委員に関しましては御欠席となっております。

以上、13名の委員の方々に2年間お務めいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、幹事を紹介いたします。

幹事は、江東区環境基本条例に基づき、区長が職員から任命することとなっており、審議会を所管します環境清掃部の職員を任命しております。

まず改めまして、私、環境清掃部長の大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、宮澤裕司温暖化対策課長です。

54温暖化対策課長 宮澤です。よろしくお願いいたします。

55環境清掃部長 川端弘一環境保全課長です。

56環境保全課長 川端です。よろしくお願いいたします。

57環境清掃部長 小菅賢太郎清掃リサイクル課長です。

58清掃リサイクル課長 小菅です。よろしくお願いいたします。

59環境清掃部長 石井陽一清掃事務所長です。

60清掃事務所長 石井です。よろしくお願いいたします。

61環境清掃部長 幹事は以上となります。

次に、議題2、会長・会長職務代理（副会長）の選出についてでございます。

環境基本条例施行規則第4条第1項の規定により、会長は委員が互選すると定められております。会長の選任について御審議願います。

いかが取り計らいましょうか。

(奥委員 挙手)

62環境清掃部長 奥委員、お願いします。

63奥委員 会長には、前期も会長を務めていただいております柳委員を、私から推薦させていただければと存じます。

柳委員は、明治大学名誉教授として専門の環境法政策、それから環境アセスメントの分野、非常に幅広い専門をお持ちですし、多方面で活躍をしておられます。また、東京都環境影響評価審議会の会長としても活躍された御経験をお持ちでございます。本審議会の会長として適任であると考えておりますので、柳委員を推薦させていただきます。いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

64環境清掃部長 ありがとうございます。皆様から今、賛成の声をいただきました。それでは柳委員に会長をお願いしたいと存じます。

柳委員、お願いできるでしょうか。

65柳委員 了承いたしました。

66環境清掃部長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、柳委員には会長席のほうにお移りいただきまして、一言御挨拶をよろしくお願い申し上げます。

67柳会長 ただいま会長に推薦されました柳でございます。前期に引き続きということになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

前期では、平成27年に10年計画として策定しました環境基本計画を新たにいたしました。環境審議会の役割ですけれども、基本的に江東区全体の環境をいかに保全していくかの施策を定めたり、それをうまく執行していくということがありますので、この審議会ですらと議論されていくと思いますので、活発な皆さんの議論ができるような場を確保できるように努力していきたいと思っております。

昨今国連等で、SDGsというのが2015年に策定はされておりますけれども、2030年に向けての目標で、あと4年ということになりましたので、その後継をどうするかということがいろいろと議論されております。その中で一番有力なのは、サステナブル・ウェルビーイング・ゴールズと言われる、SWGsというものによって変わっていくだろうということが議論されております。

それで世界では基本的に、毎年国連がワールドハピネスレポートというのを出しています。要は、各国の国民がどういうふうに幸福感を感じているかということ調査したものです。基本的には北欧地域が大体いつも1位、上位を占めるんですけど、それはもう定番で変わらない感じなんですけれど、翻って日本はどうかと見ると、非常に寒い状況で、147か国中61位という、そういう状況にあるんです。ですから、各個々人があまり幸福感を感じられるような社会になっていないということですよね。

ですから、2030年以降、このSWG sが基準になっていくと、江東区の環境基本計画もそれに応じて見直しして、江東区のウェルビーイングって一体何かということを模索していくことになろうかと思います。

御承知のように環境基本計画は、先ほど言いましたように、2015年に策定したときの人口は49万人でしたけれども、現在は54万人になっているんです。こんなに人口が増えていくような区があるかという、ほとんど見られないんですよ。ということは、非常に人口圧力が強いということで、環境負荷も非常に高まっているということです。そういうことをみんなで問題意識を共有しながら、この環境審議会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力いただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

68環境清掃部長 柳会長、ありがとうございました。

それでは、次に、会長職務代理者の選出について、柳会長より御指名をお願いいたします。

69柳会長 分かりました。江東区の環境基本条例の施行規則の第4条第3項では、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するということになっておりまして、この規定に基づきまして、会長の職務代理者を指名させていただきたいと思っております。

私としましては、長年、江東区の環境審議会委員として御活躍し、昨年度は専門委員会の会長をお務めになられた奥委員をお願いしたいと考えております。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

70柳会長 ありがとうございます。奥委員、よろしいでしょうか。

71奥委員 はい。

72環境清掃部長 ありがとうございます。それでは、奥委員に職務代理をお願いいたします。奥委員には恐れ入ります、副会長席にお着きいただきまして、一言御挨拶をお願いできればと思います。

73奥副会長 皆様、改めまして、こんにちは。ただいま職務代理者に指名していただきました、東京都立大学の奥でございます、もう何年になるか、ちゃんとカウントしていませんけれども、大分長い間、江東区の環境審議会の委員を務めさせていただいております。職務代理者ということで、柳先生は非常にお元気ですし、多分事故もなく、私が果たす役割というのは多分ないのではないかと思いますけれども、一委員としても江東区の環境政策の推進に少しでも貢献できればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

74環境清掃部長 奥副会長、どうもありがとうございました。

それでは、これよりの進行は、柳会長をお願いいたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

75柳会長 分かりました。それでは、次第に従いまして、本日の議事を進行させていきたいと思います。

議題の3、江東区一般廃棄物処理基本計画の改定についてです。

本審議会は、江東区環境基本条例の第20条に基づく区長の附属機関として設置された諮問機関であります。

本日は、大久保区長から諮問をいただきたいと存じます。区長、どうぞよろしくお願いいたします。

76江東区長 江東区環境審議会会長殿。江東区長、大久保朋果。

江東区清掃リサイクル条例第7条の規定により、下記事項について、貴審議会に意見を求めます。

1、江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について。

よろしくお願いいたします。

77柳会長 ただいま、大久保区長から本審議会に諮問がございました内容につきましては、委員の皆様は御審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大久保区長は他の公務もございますので、ここで退席なさいます。本日はどうもありがとうございました。

78江東区長 では、皆様、よろしくお願いいたします。

(区長退席)

79柳会長 それでは、ただいま区長より諮問を受けました議題の審議に入りたいと思います。

議題3、江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について、所管から説明をお願いいたします。

80清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長の小菅でございます。一般廃棄物処理基本計画を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お時間をいただきまして、議題3、江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について、皆様のほうにお配りしております資料2-1から2-6と、机上のほうにこういった冊子を置いてございます。こちらが計画になりますけれども、こちらを使いまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2-1を御覧ください。項番1、計画の法的位置付けでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これはいわゆる廃掃法と申しますけれども、廃掃法第6条で、区市町村に一般廃棄物処理計画の策定が義務づけられております。一般廃棄物処理計画は、法施行規則によりまして、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画、それと、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画、この2つで構成するものとされてございます。

今年度は、環境審議会の委員の皆様から御意見をいただきながら、基本的事項を定める基本計画、具体的には江東区一般廃棄物処理基本計画、これは略して一廃計画と言っていますが、この一廃計画の改定を行うものでございます。江東区一廃計画は、上位計画となります江東区長期計画や江東区環境基本計画、こちらの個別計画に当たるもので、計画の策定に当たりましては、関係法令、あるいは国や都などの計画などを踏まえながら策定していくこととなります。

ただいま御説明しました関係法令につきましては、お手元の資料２－１の４ページ、また、資料２－２としまして、一廃計画の位置づけを図でお示ししてございますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

恐れ入ります、また資料２－１にお戻りいただきまして、項番２、改定の目的等でございますが、現行計画は、令和４年度から１３年度までの１０年間の計画としておりますが、今年度、令和８年度は中間年度に当たります。現行計画を令和４年３月に策定して以降、上位計画の改定もあり、また国や都の動向、清掃事業を取り巻く社会状況の変化、こういったものを踏まえて計画を改定していくものでございます。

次に、項番３、前回改定後の清掃事業を取り巻く状況の変化でございます。

まず、（１）現行計画の目標値の進捗状況でございますけれども、恐れ入ります、２ページ上段の表を御覧ください。こちら、現行計画では表にございますように、４つの基本指標にそれぞれ令和１３年度の目標値を掲げてございます。表のほうでは指標ごとに計画策定時の直近の実績でありました令和２年度、また、現在の直近で確定しております令和６年度の実績を含め、表にまとめさせていただいております。

指標１の区民１人当たりの１日の資源・ごみの発生量、また、指標２の区収集ごみ、こちらのほうは減少しております。目標に向けて順調に推移しているところでございますけれども、一方指標３の資源化率、こちらは資源・ごみの収集量に占める資源の割合になりますが、こちらは若干低下しているというような状況でございます。

ただいま御説明した指標に係る数値につきまして、お手元資料２－３として、少しグラフのほうを御用意させていただきましたので、そちらを御覧いただければと存じます。資料２－３でございます。こちらの資料は、江東区における家庭から出るごみを中心としたごみの量と人口の推移を表したものでございます。令和２年度と令和６年度を比較しますと、先ほど会長のほうからもございましたけれども、折れ線グラフの人口のほうは増加傾向にあるというものの、棒グラフ、こちらのごみ量は減少傾向にあるということが確認できるかと思います。

恐れ入ります、資料２－１の２ページにお戻りください。資料２－１の２ページになります。（２）資源の回収方法・品目の拡充でございますが、現行計画期間中に開始した新たな取組などをまとめてございます。一例としまして、③として、令和５年１０月から開始した製品プラスチックの集積所での回収、あるいは⑥としましてリチウムイオン電池の回収の充実など、こういったところは２３区の中でもいち早く、また充実した取組という

ふうにご考えてございます。

なお、資料２－４としまして、現在区が行っております資源回収品目を一覧にまとめておりますので、こちらも後ほど御確認いただければと存じます。

そうしましたら、恐れ入ります、また資料２－１の（３）のほうにお戻りいただけますでしょうか。資料２－１の（３）国及び東京都の動向でございます。国におきましては、第五次循環型社会形成推進基本計画におきまして、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を重点的な施策として位置づけ、また、東京都は令和８年３月に東京都資源循環・廃棄物処理計画、こちらを策定し、今後進めるべき３つの柱を掲げ、取組を進めるとしております。

なお、資料２－５、また資料２－６として、今申し上げた国、都それぞれの取組の概要をおつけしておりますので、こちらも後ほど御参照いただければと存じます。

それでは、資料２－１の３ページ上段を御覧ください。３ページの上段でございます。項番４の改定の視点でございますが、１つ目は、現行計画の方向性を維持しつつ、国や東京都の動向、清掃事業を取り巻く社会状況の変化等を踏まえた施策の検討を行うこと、また２つ目として、食品ロス削減推進計画につきましては、現行計画と同様に、こちらの一廃計画の中に内包する形で改定することといたします。

次に、項番５、改定方法等でございますが、まず説明に入ります前に、先ほど区長より諮問させていただきました内容について、改めて委員の皆様と共有をさせていただければと存じます。恐れ入ります、机上に配付しておりますこちらの一廃計画の冊子、こちらに付箋を貼らせていただいているんですけれども、そちらをお開きいただけますでしょうか。

今回の諮問では、現行計画策定時と同様に、一廃計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方、こちらについて本審議会に意見を求めるものでございます。ただいま御覧いただいております９９ページから１０５ページにかけまして、現行計画策定時に本審議会より答申いただいた考え方、こちらを掲載してございます。今回もまずは、新たな一廃計画を策定していく上での指針となる考え方、こちらをおまとめいただき、御答申いただく、これが今回区長より諮問させていただいた内容になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入ります、資料２－１の３ページにお戻りください。資料２－１の３ページでございます。改めまして、項番５の改定方法等にお戻りいただきまして、説明を続けさせていただきます。

まず（１）として、今申し上げた基本計画に盛り込むべき考え方についての検討体制でございますけれども、本審議会に専門委員会を設置していただき、集中的に御議論をいただきたいと考えてございます。

以下、アンケート、あるいはパブリックコメント等によって、区民の皆様、事業者の方の御意見、そういったものを反映してまいりたいと考えてございます。また、新たな計画は、来年３月の策定を目途に進めさせていただく予定でございます。

次に、項番 6、今後の予定でございますが、先ほど申し上げました、来年 3 月の改定に向けたスケジュール案をお示しさせていただいております。

まず、先ほど申し上げました専門委員会では、8 月頃までに合計 3 回程度御議論いただきまして、考え方の専門委員会案、こちらをおまとめいただきたいと思います。専門委員会での検討は 8 月までとなりまして、その後は本審議会へ移行し、専門委員会の案を 8 月の審議会で御審議いただき、9 月に審議会より区長へ答申というスケジュールを予定してございます。その後、頂戴しました答申を踏まえまして、まとめた計画の素案、こちらを 12 月の審議会へ御報告し、パブリックコメントを経て、2 月に案を、またこちらの審議会のほうに御報告をさせていただく予定でございます。

改定の目的やスケジュール等の説明は以上でございますが、専門委員会の設置及び委員の選任について、補足で御説明をさせていただきます。江東区環境基本条例施行規則第 7 条におきまして、「会長は、必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会を置くことができる」と規定されております。また、専門委員会の委員と委員長の選任につきましては、同じく施行規則第 7 条で、「会長が指名する」と規定されてございます。

本日はこの規定に基づきまして、専門委員会の設置と併せて、委員の選任をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入ります、最後に 1 点、資料の取扱いについて事務的に御案内でございます。先ほど御覧いただきましたこちらの冊子、計画の冊子でございますけれども、こちらは閲覧用に本日御用意をさせていただいたものになります。こちらの計画自体は区のホームページにも掲載がございますので、審議会終了後、よろしければそのままお席に置いてお帰りいただければというふうに思います。なお、お持ち帰りいただくという場合につきましては、大変お手数ですが、次回御持参いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私からの一廃計画の改定に係る説明は以上でございます。

81 柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段御意見がないようですので、進めさせていただきたいと思います。

それでは、改定に当たって、江東区環境基本条例施行規則第 7 条に基づき専門委員会を設置し、当該委員会で御審議をお願いしたいと存じます。

それでは、資料 3 を御覧ください。ここに専門委員会の案を示しております。会長としては、委員と委員長を指名したいと思います。委員長は羽染委員にお願いし、委員には、芦谷委員、天野委員、戸屋委員、常岡委員、中村委員の 6 名の皆様をお願いできればと考えております。

皆様、御承認いただけますでしょうか。

(一同了承)

82柳会長 ありがとうございます。

それでは、選任された皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

議題の3につきましては以上で了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(一同了承)

83柳会長 ありがとうございます。

それでは、議題の3は了承いたします。

続きまして、議題の4、令和8年度カーボンマイナスこどもアクションについて、事務局から報告をお願いいたします。

84温暖化対策課長 それでは、資料4、令和8年度カーボンマイナスこどもアクションについてを御覧ください。

まず、1、概要についてです。本年も区立小学校及び義務教育学校の5・6年生が環境月間である6月に、環境に配慮した行動について各家庭で取り組み、CO₂削減効果が計算できるチェックシートに記録することで、学校で学習した環境分野の知識の定着を図ります。令和8年度も昨年度同様、実績の記録方法は、各児童に貸与されている情報端末を活用して実施いたします。

次に、中段の表を御覧ください。実施校につきましては全46校、参加人数は、5月時点での全児童数8,500人を見込んでおります。各学校での取組後に、回収したシートから学校ごとのCO₂削減量を集計し、取組結果が優秀な学校を、最優秀、優秀、入賞に分け、表彰いたします。最優秀賞及び優秀賞の学校には、11月5日木曜日に江東区文化センター・ホールで開催する表彰式で表彰いたします。なお、入賞校については賞状をお送りいたします。

次に、2、今後のスケジュールについてです。5月中旬以降にチェックシートデータを各校に共有し、各校において児童へ配布、6月1日から30日までの1か月間、児童が環境に配慮した取組とその記録を行い、7月中旬にそのチェックシートのデータを回収、11月5日に表彰式・講演会及び代表校による環境発表会の開催を予定しています。

今年度のカーボンマイナスこどもアクションにつきましては、このように取り組んでまいりたいと考えており、本事業を通じて、子供から御家族にも伝えていただき、子供たち、そして各家庭における環境に関する知識と行動の定着を図ってまいります。

説明は以上です。

85柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か不明な点がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題の4は以上といたします。

続きまして、議題の5、江東区生物多様性地域戦略について、所管課から報告をお願いいたします。

86管理課長 土木部管理課長の綾瀬と申します。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

資料5を御覧願います。江東区生物多様性地域戦略について御報告させていただきます。

1、経緯についてでございます。令和4年に昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2050年ビジョン「自然と共生する世界の実現」及び2030年ミッション「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられました。これを受け、国が生物多様性基本法を制定し、生物多様性国家戦略2023－2030を策定、東京都は生物多様性地域戦略を策定しました。江東区においても、区の特性を踏まえた生物多様性の保全を推進し、江東区生物多様性地域戦略を策定しました。世界的に生物多様性の保全と回復の重要性がうたわれている中、地域が抱える課題を明らかにし、解決に向けて取り組むことで、本区の生物多様性を保全し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていくものでございます。

続きまして、江東区生物多様性地域戦略概要版にて御説明をさせていただきます。別紙のこちらの概要版のほうを御覧いただければと思います。

1・2ページをお開きいただきまして、最初に1ページの上部でございますが、本編の第1章に当たりまして、本戦略の策定目的や生物多様性に関する概念を整理しております。本戦略は、生物多様性基本法に基づき策定する計画であり、生物多様性の保全とその恵みを将来世代へ確実に引き継いでいくことを目的として策定しております。生物多様性とは、様々な生き物が存在し、全ての生き物がつながっていることであり、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つの視点から考えられております。

なお、右上の上段にある虫眼鏡で囲まれたQRコードを読み取っていただくことで、ホームページ上で本編の該当箇所を御覧いただくことができます。

1ページの下部から4ページにかけては、本編の第2章に当たり、江東区の生物多様性として、現状を把握、分析し、課題を整理しております。江東区は水辺と共に発展してきた一方、埋立てや都市化の進行により、自然環境が大きく変化してきた地域でもございます。このような地形や土地利用の変遷を経て、現在2,500種以上の生き物が確認されております。

なお、本戦略では、1ページの下表にあるとおり、区内の自然を5つの生態系タイプに整理するとともに、特に重要なエリアを、生きものと人がつながる生物多様性5大エリアとして位置づけております。これにより、生息環境を点ではなく、水辺や緑によるつながりとして捉え、保全・再生を進めていく考え方としております。

2ページには5大エリアを示すとともに、代表的な生き物の生息・生育地を示しております。

次に、3・4ページをお開き願います。江東区の生物多様性についてでございます。

3ページでは、私たちの暮らしを支えている生物多様性の4つの恵みを、江東区に当てはめて紹介しております。生物多様性は、食料や資源の供給、防災や気温調節といった安心・安全の確保、さらには歴史・文化や憩いの場の創出や様々な生態系サービスを通じて、

私たちの暮らしを根底から支えております。これらが失われることは、暮らしの質の低下のみならず、災害リスクの増大など、区民生活に大きな影響を及ぼすものとなります。

4 ページには、江東区における生物多様性の課題をまとめております。生物多様性は、開発による自然環境の減少や外来種の侵入、気候変動など、幾つもの課題に直面しております。ここでは、江東区の生物多様性が抱える課題について、世界的にも問題となっている4つの危機に沿って整理しております。

続きまして、5・6 ページをお開き願います。本編の第3章、戦略における将来像・目標についてでございます。本戦略では、世界や国、都の動向、そして江東区の状況を踏まえ、2030年に生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブを実現するため、「守り、育てる」、「活かし、つなぐ」、「知って、変わる」の3つの基本目標を設定しております。

6 ページを御覧ください。2050年の将来像として、「水と緑、過去と未来、生きものと人がつながる持続的な自然共生社会」の実現を掲げております。また、2050年の将来像を実現した江東区のイメージ図を掲載しているところでございます。

続きまして、7 ページ、8 ページを御覧願います。本編の第4章、具体的な江東区の施策の内容をまとめております。

7 ページは、基本目標ごとに評価指標と2030年目標値を設定しております。

8 ページは、指標達成に向けた行動計画として、目指すべき方向性と具体的な取組を記載しております。基本目標Ⅰ、守り、育てるでは、環境省による自然共生サイトへの認定数を評価指標の一つとして設定しております。既存のポケットエコスペースを適切に管理し、生物多様性を保全することで、認定登録を目指してまいります。

基本目標Ⅱ、活かし、つなぐでは、雨水流出抑制対策量を評価指標の一つとして設定しております。水害などの社会課題を自然の持つ多様な機能により解決するNbSを推進し、自然と共生するまちづくりを進めてまいります。

基本目標Ⅲ、知って、変わるでは、生物多様性の内容を知っている区民の割合を評価指標の一つとして設定しております。イベントやSNSなどにより情報発信をすることで、生物多様性への理解を促進してまいります。

8 ページ下段は本編第5章に当たる戦略の推進で、PDCAサイクルによる進行管理を行い、毎年度取組の評価・点検を実施してまいります。生物多様性に関する会議体において進捗や課題を共有しながら、計画を着実に推進していく考えでございます。

9 ページ、10 ページを御覧ください。生物多様性の保全と回復は、区民、事業者、民間団体、教育・研究機関など、多様な主体との協働によって実現するものでございます。基本目標ごとにそれぞれの主体ができることをチェックリストとして示し、生物多様性の保全と回復に向け、幅広い取組を促進していきたいと考えております。生物多様性の保全につきましては、環境基本計画の柱であります、柱3、自然共生社会の実現に位置づけられているため、今後とも連携を図りながら推進を行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。

87柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御不明な点ございますでしょうか。

1点よろしいでしょうか。4ページの外来種の脅威のところなんですけれども、よく環境省ではホームページに、要緊急対処の特定外来生物としてヒアリが挙げられております。ヒアリ対策については、江東区においては、有明や青海にコンテナ関係のブースがありますので、以前も一度江東区でも調査されて、ヒアリが発見されたりして対処されたと記憶しておりますけれども、特段ここにヒアリについて触れていないので、どうされたのかなと思って質問させていただきました。

88環境保全課長 環境保全課長が回答いたします。

89柳会長 どうぞ。

90環境保全課長 ヒアリに関しましては環境保全課のほうで所管をしております。令和5年にヒアリが発生したことを受けて、臨海部の公園で調査をして、結果、ヒアリは発見されなかったということで、その調査自体は令和5年で終了しております。

江東区で言うと東京港になるんですけれども、そちらでのヒアリに関しましては、東京港埠頭公社、あと環境省が、水際対策ということで重点的に対策を取っております。もし発見された場合には、本区のほうにも発見されたということで報告が上がってくることになっております。昨年度も4回ほどヒアリが発生したということで報告が上がってきておりますが、全て水際で対策が終了していて、その周りの緑地等に広がったということはないというような状況になっております。

令和5年に区が調査して以降、令和6年、令和7年も同様の状況というところで、今年度も同様に対策が取られるということになっております。何かあったときには緊急連絡網というものが存在しております。早急にすぐに区にも情報が入るという形になっておりますので、万が一何か事態があったときには早急に対応してまいります。ヒアリに関しましては現状落ち着いているというところを御報告させていただきます。

以上です。

91柳会長 ありがとうございます。基本的に生物多様性、地域戦略に、特定外来生物というのは位置づけされていますので、土木部の所管と、それから環境保全課の所管はちょっと離れていますけれども、緊密に連絡を取り合って対応していただければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。奥副会長、どうぞ。

92奥副会長 ありがとうございます。8ページの一番下に進行管理について提示がございますけれども、2段落目に「毎年度、進行管理を行う会議を開催し」とありまして、最後の文章でも、「会議体では抽出した課題に対する解決方法の提案等を行います」とございます。これは会議体としては、具体的にはどこを想定されているのかというところをお伺いできればと思います。お願いいたします。

93管理課長 土木部管理課長です。今回この戦略をつくりまして、計画の進行管理を進めるために、生物多様性の地域戦略推進会議体を新たに設けまして、そちらの会議体で進捗管理を毎年度していく予定でございます。現在、大体年3回ほど推進会議を実施していく予定でございます。

以上でございます。

94奥副会長 ありがとうございます。推進会議というのは、そのメンバーとしては、区の内部の方だけではなくて、学識経験者等、専門知識をお持ちの方も入るような会議体を新たに設置されるということですね。

95管理課長 この戦略を立てたときの委員長、副委員長に、推進会議でも学識経験者として委員に就任いただく予定で、また区民の公募委員や、そのほかにも自然環境のNPO団体などの専門家を交えながら、会議体を推進していく予定です。

96奥副会長 分かりました。ありがとうございました。

97柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の5は以上といたしたいと思います。

続きまして、令和7年度第5回の環境審議会の会議録の承認について確認をさせていただきたいと思います。

資料6を御覧ください。これらの会議録につきましては、正式に御承認いただき、一般公開と区のホームページにて掲載を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

98柳会長 それでは御承認いただいたということで、第5回の会議録は公開させていただきます。

続いて、最後になりますけど、その他でありますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

99温暖化対策課長 事務局からは次回の日程について御連絡いたします。

令和8年度の第2回環境審議会は、令和8年8月4日の火曜日14時から、場所は本日より同じ江東区文化センターの5階、第6・第7会議室を予定しております。後日文書にて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

100柳会長 分かりました。次回は8月4日ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしましたので、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時54分閉会